

上越市

成年後見支援センター

成年後見制度についてお困りのことはありませんか

センターの業務内容

・ 制度の普及・啓発

制度の理解を広めるための研修会や相談会等を地域や職場で開催します。
(詳細は裏面に)

・ 制度に関する相談支援

制度の利用等についての相談をお受けします。
相談内容に応じて関係機関の紹介や、関係機関と連携して支援します。

・ 後見人等に対する支援

親族後見人の方を含め、既に後見人を引き受けている方々の相談にのり、必要な支援を行います。

・ 地域連携体制の構築

地域のいろいろな機関(医療、司法、福祉等)との連携体制づくりを進めます。

お気軽にご相談ください。



電話 025 (522) 2813 (直通)

メール jsk-kouken-center@jouetushisyakyo.jp

FAX 025 (526) 1230

住所 上越市木田新田1丁目1-3 上越総合福祉センター3階
上越市社会福祉協議会内

この事業は、上越市より上越市社会福祉協議会が委託を受けています。

実践者による出前講座

「成年後見制度」をご存知ですか？

権利をまもるために必要な制度です。

どんな人が、どんな時に利用するの？どんな仕組みなの？

必要ではないかと言われたけれど、本当なの？



必要に応じて「日常生活自立支援事業」の説明もします。

そんな疑問に、「楽しく」「わかりやすく」「参加型で」お答えします。

【初級編 I】 権利擁護マンガ 田中さん物語、とおる君物語

【初級編 II】 O×クイズ 成年後見制度 ~どんな人が使うの？

【中級編 I】 ワークカード 後見人はなにをしてくれる人？ など

【ご利用ガイド】

1. **ご利用いただける方は？** 上越市にお住まいまたはお勤めの方。
5名以上のグループでお申込みください。（例えば、町内会や民生委員の勉強会、団体の研修の一環、お友達や親族の集まりなど、お気軽にご利用ください。）
2. **ご利用時間は？** 平日9時～17時の間の1時間～1時間半程度
（上記以外のご希望についてはご相談ください。）
3. **場所は？** 上越市内の会場を申込者でご用意ください。
（会場が用意できない場合はご相談ください。）
4. **費用は？** 講師派遣料は無料です。講座に要する費用（会場の使用料など）は申込者の負担となります。
5. **申込方法は？** 開催希望日の1カ月前までにご連絡ください（①日時②会場③対象者④人数⑤代表者連絡先など）。なお、業務の都合によりご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。



講座に関するお申込み・お問い合わせは
上越市成年後見支援センター

☎ 025 (522) 2813